

**鳥取県告示第724号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称       | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日      | サービスの種類  |
|------------|-------------------|--------------|------------|----------|
| 有限会社ポエム    | デイサービスセンター大覚寺もみじ庵 | 鳥取市大覚寺187-36 | 平成22年12月1日 | 介護予防通所介護 |